

有害鳥獣に関すること



☆農家の皆様へ

もし、イノシシに出会ってしまったら？

- ☑ 何もせず放っておきましょう。（イノシシは臆病なので、ほとんどの場合はそのまま逃げていきます。）
- ☑ ゆっくりと後退し、静かにその場を立ち去りましょう。
- ☑ 決して威嚇したり、追い払おうとしないでください。
イノシシを目撃したら、近づかず、興奮させないように静かにイノシシから見えない場所に避難しましょう。
- ◆ 目撃した場所を農業支援センターへ通報してください。

電話番号 38-2658

☆有害鳥獣捕獲期間及び狩猟期間は次のとおりです。

- ◆ 有害鳥獣捕獲期間：狩猟期間を除き随時実施
- ◆ 狩猟期間：11月15日から来年2月15日
（イノシ・ニホンジカについては11月1日～3月15日）までです。

☆有害鳥獣捕獲期間及び狩猟期間中は下記の点に留意して下さい。

住民の皆様へ

- ★ 狩猟者（狩猟登録者）以外の方が犬や銃器、網、わな等を使用して鳥獣を捕獲することは法律で禁止されています。
この法律には罰則規定があります。
- ★ 野山を歩いたり田畑で作業をしたりするときは、目立つ服装とし、ラジオの音などにより、自分の存在を周囲に知らせるよう心掛ける。
- ★ わなを見つけたときは、危険ですから絶対に近づかない。お子様連れの場合は、特に注意する。

狩猟者の皆様へ

- ★ **狩猟関係法令を遵守**してください。
- ★ わな猟をするときは、使用する猟具ごとに住所、氏名等を明示する。
- ★ 愛媛県では、第3次愛媛県イノシシ適正管理計画により、狩猟期間の延長等を行っています。

休猟区における捕獲等	イノシシについては捕獲等を行うことができる。
禁止猟法の一部解除	イノシシを捕獲するためのくくりわなについては、輪の直径が12cmを超えるものを使用することができる。